

誠実交渉のルール（誠実交渉指針）策定の 前提となる考え方

（標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会）

令和3年2月

策定を目指す誠実交渉のルール（誠実交渉指針）の性質

- 「迅速に検討し、対外的に発信していく」という方向性と、ライセンス交渉手引きよりも踏み込んだルールが必要とのご意見を踏まえ、ルールの性質は、立法措置に依らない指針（以下、「誠実交渉指針」）とする。

【ルール設定の手段に関する委員・産業界からのご意見（本研究会 中間整理報告書（令和3年7月26日））】

<立法措置に依るルール設定に関するご意見>

- 国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保するため、交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあると良い。
- 権利者が十分な情報提供を行わないまま差止訴訟をちらつかせる場合がある。これを防ぐ上では、デジタルプラットフォーム取引透明化法と類似のアプローチが望ましい。その際、実施者の交渉態度に求める内容については要検討。
- デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象であるデジタルプラットフォーム取引とS E Pライセンス交渉では、当事者と対象物が異なっており、後者は私的自治に委ねる方が適しているのではないかと。
- （中略）法的な事前規制については、事業者間の自由な交渉を委縮させるほど広範な事前規制を定めてしまうと、私的自治の原則に反する可能性がある。このため、ルールの実効性を確保するために当事者に対して行う処分等の内容については要検討。
- 私的自治が機能しない場合には、行政の介入が正当化される。デジタルプラットフォーム取引では、巨大なデジタルプラットフォームとその利用者の間に大きな格差があるという状況を踏まえ、行政の介入が行われている。S E P交渉でも、権利者と実施者の間に情報格差が存在することは厳然たる事実であり、格差があるという点はデジタルプラットフォーム取引と共通している。ルール化の際には、この情報格差をどう解決するのか、そのために行政の事前介入がどの程度必要なのかを検討すべき。
- 法制化と指針等の発信の2本立ての検討が重要。
- 法制化と指針策定ともに検討すべきであるが（以下略）

<指針策定（立法措置に基づかない）に依るルール設定に関するご意見>

- 特許庁のライセンス交渉手引きは、様々な情報を含んだ画期的なものであるため、更新に賛成だが、現時点では両論併記の内容に留まっている。このため、どのような行為が誠実となるのかという点を中心に、政府としてより踏み込んだルールを発信すべきではないかと。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容であるため、今後、I o T等の事業に取り組むベンチャー企業や中小企業が増えていくことを踏まえると、交渉の予見可能性を確保する観点からは十分ではなく、より踏み込んだルールが必要。また、ライセンス交渉手引きには、海外での一方的な判決に基づく内容も含まれている。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容に留まっているが故に、裁判官からすると活用の仕方が悩ましい。このため、今後策定するルールについては、一定の方向性を指し示すのが望ましい。
- 特許庁のライセンス交渉手引きと交渉ルールの検討は、両立し得る。

<ライセンス交渉手引き更新に関するご意見>

- S E P紛争は国際的な紛争であるため、日本固有の制度として一律のルールを作成するよりも、企業の対応力の向上をサポートするという施策の方が現実的ではないか。その観点で、権利者・実施者双方の立場からどのような振る舞いが誠実交渉義務を果たしていると評価される方向に働くのかという観点で実務実態を整理した特許庁のライセンス交渉手引きの更新が素直ではないかと。

誠実交渉指針とライセンス交渉手引きの位置付けの違い

- 誠実交渉指針は、立法措置に依らないため、法的拘束力を持たないが、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」であり、誠実交渉の規範を設定しようとするもの。

【誠実交渉指針（本研究会で策定）】

- 権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉の規範を設定しようとするもの。
- 法的拘束力を持つものではなく、将来の司法の判断を予断するものでもないが、企業・専門家の意見や国内外の裁判例・政策文書等の動向を踏まえ、国内特許を含む S E P ライセンスの交渉過程において、S E P ライセンス交渉の当事者や司法など、多様な関係者によって活用されることを期待するもの。

【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き】

- 規範を設定しようとするものではない。
- 法的拘束力を持つものではなく、将来の司法の判断を予断するものでもない。

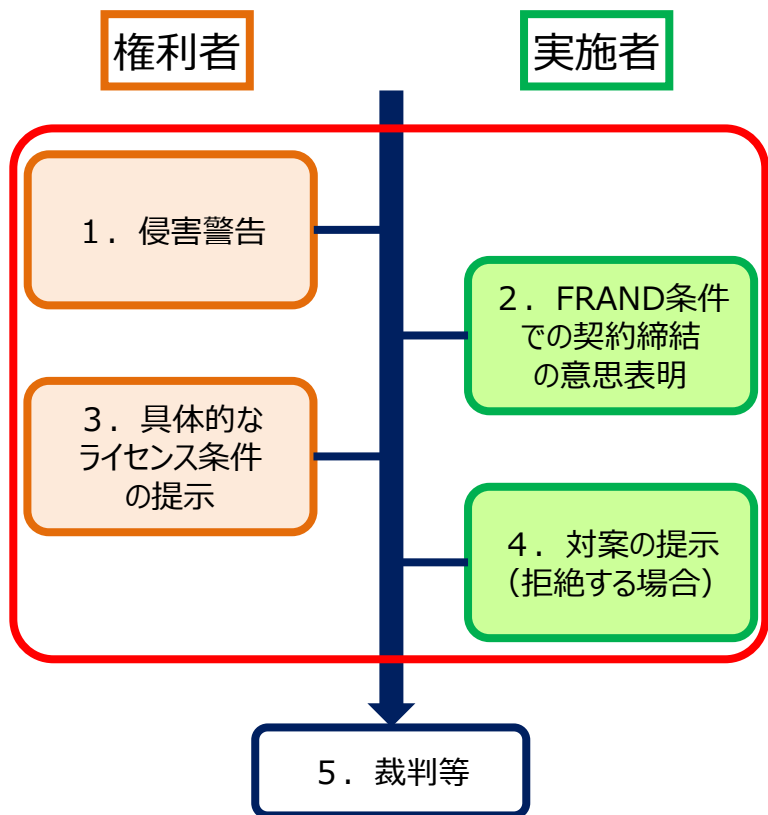
＜参考＞ 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き（平成30年6月5日）抜粋

本手引きは、規範を設定しようとするものではありません。ましてや、法的拘束力を持つものでも、将来の司法の判断を予断するものでもありません。現段階における内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理して記述するよう努めたものです。

誠実交渉指針の策定に際して具体化する事項

- 「国際的な動向も踏まえつつ」策定する観点から、当事者双方がライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理した欧州司法裁判所予備的判決に基づく枠組みを参考にしつつ、各ステップにおける対応を具体化する形で、誠実交渉指針を策定する。

【ライセンス交渉の各ステップを具体化した誠実交渉指針のイメージ】



ライセンス交渉の各ステップ	誠実交渉指針 (より具体的な内容)
1. 侵害警告	〜〜〜
2. FRAND条件での契約締結 の意思表示	〜〜〜
3. 具体的なライセンス条件 の提示	〜〜〜
4. 対案の提示 (拒絶する場合)	〜〜〜